特定技能制度の現状について

特定技能制度概要



○ <mark>深刻化する人手不足への対応</mark>として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが 困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定 技能 1 号」及び「特定技能 2 号」を創設(平成 3 1 年 4 月から実施)

) 特定技能1号:特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

在留者数:154,864人(令和5年3月末現在、速報値)

○ **特定技能2号**:特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

在留者数: 11人(令和5年3月末現在、速報値)

特定産業分野:介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、

(12分野) 造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

(赤字は特定技能2号でも受入れ可)

(青字は特定技能2号でも受入れ可とする方針であり、省令等を改正する予定。)

特定技能1号のポイント

在留期間 1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について 指定する期間ごとの更新(通算で上限5年まで)

技能水準 試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)

_________ _{日本語能力水準} 生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認

(技能実習2号を修了した外国人は試験免除)

家族の帯同 基本的に認めない

支援

受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

需給調整 受入れ見込み数(上限あり)

特定技能2号のポイント

在留期間 3年、1年又は6か月ごとの更新

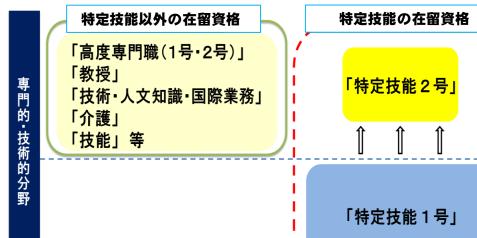
技能水準 試験等で確認

日本語能力水準 試験等での確認は不要

家族の帯同 要件を満たせば可能(配偶者、子)

------支援 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



非技術的分野 非専門的•

「技能実習」

特定産業分野及び業務区分一覧



		1 人手不足状況	2	人材基準	3 その他重要事項	
	分野	受入れ見込数 (5年間の最大 値)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態
厚労	介護	50,900人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験 (上記に加えて) 介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外	直接
省	ビルクリーニング	20,000人	ビルクリーニング分 野特定技能1号評価 試験	国際交流基金日本語基礎テ スト又は日本語能力試験	・建築物内部の清掃 [1業務区分]	直接
経産省	素形材·産業機 械·電気電子情 報関連製造業	49,750人	製造分野特定技能1 号評価試験	国際交流基金日本語基礎テ スト又は日本語能力試験	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 (3業務区分)	直接
	建設	34,000人	建設分野特定技能1 号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 [3業務区分]	直接
	造船·舶用工業	11,000人		国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・溶接 ・仕上げ ・塗装 ・機械加工 ・鉄工 ・電気機器組立て 〔6業務区分〕	直接
国 交 省	自動車整備	6,500人	自動車整備分野特 定技能評価試験等	国際交流基金日本語基礎テ スト又は日本語能力試験	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 [1業務区分]	直接
	航空	1,300人		国際交流基金日本語基礎テ スト又は日本語能力試験	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) 〔2業務区分〕	直接
	宿泊	11,200人	宿泊業技能測定試 験	国際交流基金日本語基礎テ スト又は日本語能力試験	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1業務区分〕	直接
	農業	36,500人	農業技能測定試験 (耕種農業全般、畜 産農業全般)	国際交流基金日本語基礎テ スト又は日本語能力試験	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2業務区分]	直接派遣
農水	漁業	6,300人	漁業技能測定試験 (漁業、養殖業)	国際交流基金日本語基礎テ スト又は日本語能力試験	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収獲(穫)・処理、安全衛生の確保等)	直接派遣
省	飲食料品製造業	87,200人	飲食料品製造業特 定技能1号技能測定 試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) [1業務区分]	直接
	外食業	30,500人	外食業特定技能1号 技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テ スト又は日本語能力試験	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1業務区分]	直接

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要



特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する 基本方針(出入国管理及び難民認定法第2条の3)

1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

⇒特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な 状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業 分野)

- ▶人材が不足している地域の状況に配慮
- 大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置 を講じるよう努める
- ▶受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

3 求められる人材に関する事項

※)分野所管行政機関が 定める試験等で確認

		ためる政が大力と唯心
	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
日本語能力 水準	ある程度日常会話ができ、生活 に支障がない程度を基本とし、業 務上必要な日本語能力(※)	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

- <u>▶国内における取組等</u> 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底
- <u>▶国外における取組等</u> 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を 講じる
- ▶人手不足状況の変化等への対応
- ○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討
- 〇向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用
- ▶治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

5 制度の運用に関する重要事項

▶ 1号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援 転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

- ▶雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記
- ▶基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

特定産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の概要



特定産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定産業分野別に定める特定技能の 在留資格に係る制度の運用に関する方針(出入国管理及び難民認定法第2条の4)

1 特定産業分野に関する事項

人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野

2 特定産業分野における人材不足の状況に関する事項

- ⇒特定技能外国人受入れの趣旨・目的
- ▶受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む)
- ▶生産性向上や国内人材確保のための取組等 ▶受入れ見込数

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

1号特定技能外国人(全12分野)

2号特定技能外国人(建設分野、造船・舶用工業分野)

▶技能水準 (試験区分)

▶技能水準(試験区分)

➤日本語能力水準

4 受入れ見込数を超える場合の在留資格認定証明書の交付の停止の措置等に関する事項

- ▶ 向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合の受入れ停止の措置
- ➤ 受入れ停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合の 再開の措置

5 制度の運用に関する重要事項

- ➤ 特定技能外国人が従事する業務
- ➤ 特定技能所属機関に対して特に課す条件
- ➤ 特定技能外国人の雇用形態
- ➤ 治安への影響を踏まえて講じる措置
- ▶ 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置 等

受入れ見込数の設定等



受入れ見込数

- <u>日本人の雇用機会の喪失及び処遇の低下等を防ぐ観点等</u>から、分野別運用方針において、当該分野における<u>向こう</u> <u>5年間</u>の受入れ見込数を記載し、<u>人材不足の見込数と比較して過大でないことを示す</u>もの(政府基本方針 2 (3))
- 分野別運用方針に記載する向こう5年間の受入れ見込数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、特定技能1号 の外国人の受入れの上限として運用(政府基本方針4 (4) イ)
- ※ 政府基本方針及び分野別運用方針は閣議決定により定められている。

受入れ見込数を見直す場合の手続

閣議決定による分野別運用方針の変更が必要

受入れ見込数の見直し手続の流れ

A分野において、大きな経済情勢の変化により、人手不足状況等に変化が発生



制度所管省庁(※)及びA分野 の所管省庁において今後の受入 れ方針等を協議

(※) 法務省、外務省、厚生労働 省、警察庁



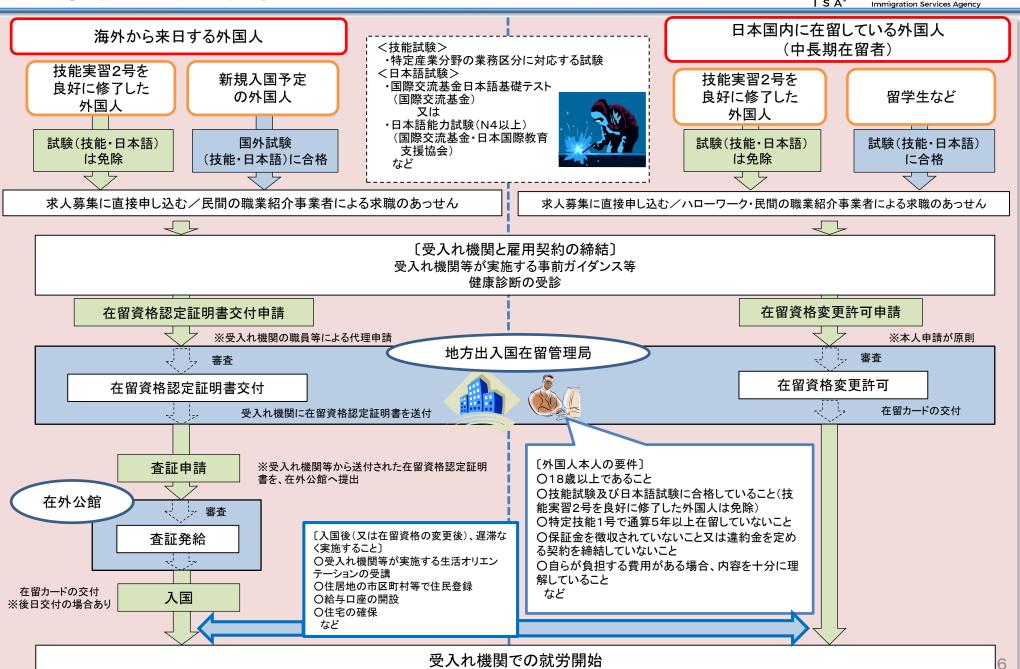
A分野の分野別運用 方針改正案を、<u>外国</u> 人材の受入れ・共生 に関する関係閣僚会 議で決定



議決定

閣

就労開始までの流れ



受入れ機関と登録支援機関



受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切(例:報酬額が日本人と同等以上)
- ② 機関自体が適切(例:5年以内に出入国・労働法令違反がない)
- ③ 外国人を支援する体制あり(例:外国人が理解できる言語で支援できる)
- ④ 外国人を支援する計画が適切(例:生活オリエンテーション等を含む)

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行(例:報酬を適切に支払う)
- ② 外国人への支援を適切に実施
 - → 支援については、登録支援機関に委託も可。 全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①~③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁 から指導、改善命令等を受けることがある。

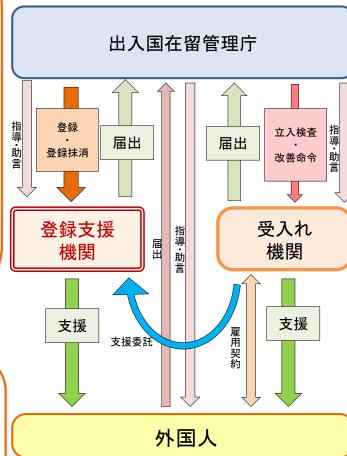
登録支援機関について

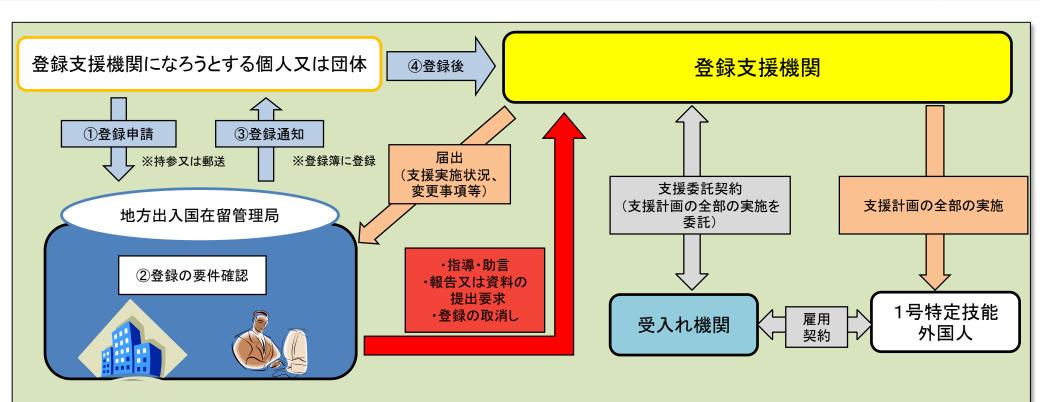
1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切(例:5年以内に出入国・労働法令違反がない)
- ② 外国人を支援する体制あり(例:外国人が理解できる言語で支援できる)

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。





登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 〇 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が可能である。
- 登録には申請手数料が必要である。(新規登録2万8,400円、登録更新1万1,100円)
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

支援計画の概要①



ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画(1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。)を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。
 - ※特定技能2号については、支援義務がない。

■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請(※)に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。
- ※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目(14ページ参照)の 実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- 支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関(登録支援機関に委託する場合のみ)

■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる(支援委託契約を締結)。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関(15ページ参照)に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。(支援業務の履行を補助する範囲で 通訳人などを活用することは可能)

支援計画の概要②



①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入 国手続・保証金徴収の有無等について、対面・ テレビ電話等で説明





②出入国する際の送迎

- ・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行





③住居確保・生活に必要な契約支援

- ・連帯保証人になる・社宅を提供する等
- ・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助







4生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本 のルールやマナー、公共機関の利用 方法や連絡先、災害時の対応等の説 明







⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助





⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語 学習教材の情報提供等





⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



8日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域 のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等







⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準 法違反等があれば通報



届出(受入れ機関・登録支援機関)



ポイント

- 受入れ機関及び登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出を随時又は定期に行わなければならな い。
- 受入れ機関による届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象とされている。

■ 受入れ機関の届出 ※違反の場合、指導や罰則の対象

【随時の届出】

- 特定技能雇用契約の変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- 支援計画の変更に関する届出
- 登録支援機関との支援委託契約の締結、変更、終了に関する届出
- 特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- 出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出

【定期の届出】

- •特定技能外国人の受入れ状況に関する届出(例:特定技能外国人の受入れ総数、氏名等の情報、活動日数、場所、業務内容等)
- •支援計画の実施状況に関する届出(例:相談内容及び対応結果等)※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く
- •特定技能外国人の活動状況に関する届出(例:報酬の支払状況、離職者数、行方不明者数、受入れに要した費用の額等)

■ <u>登録支援機関の届出</u> ※違反の場合、指導や登録の取消しの対象

【随時の届出】

- ・登録の申請事項の変更の届出
- 支援業務の休廃止の届出

【定期の届出】

・支援業務の実施状況等に関する届出(例:特定技能外国人の氏名等、受入れ機関の名称等、特定技能外国人からの相談内容及び対応状況等)

【定期届出】※受入れ機関、登録支援機関ともに

〇四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に届出

①第1四半期:1月1日から3月31日まで

②第2四半期:4月1日から6月30日まで

③第3四半期:7月1日から9月30日まで

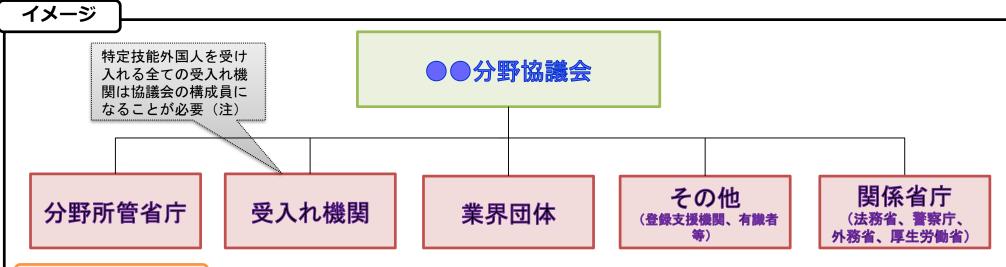
④第4四半期:10月1日から12月31日まで

特定技能における分野別の協議会



ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、 制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。



活動内容

- 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整(特定地域への過度 な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む)
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等等

「特定技能」に関する二国間取決め(MOC)の概要



政府基本方針(平成30年12月25日閣議決定・令和4年4月26日一部変更)

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者(ブローカー)等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

総合的対応策(令和4年度改訂)(令和4年6月14日関係閣僚会議決定)

○ 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み:悪質な仲介事業者等の排除

「特定技能」の在留資格について、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間 文書を作成した国について、制度の運用状況等を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めるとともに、必要に応じ、政府間文書の内 容の見直しを行う。また、かかる政府間文書の作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では、同様の政府間文書の作成に 向けた交渉を引き続き進める。

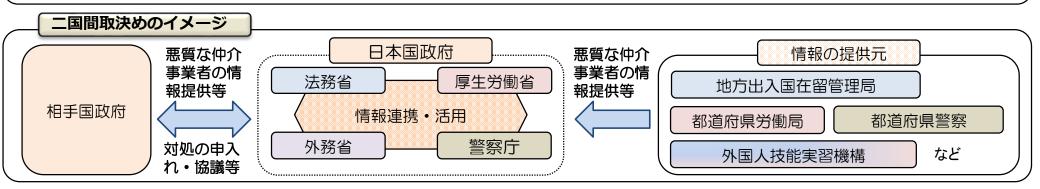
二国間取決めのポイント

○ 情報共有

特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。

- 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等
- 問題是正のための協議

定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。



署名状況(15か国)

(令和5年6月現在)

フィリピン(H31.3.19)、カンボジア(H31.3.25)、ネパール(H31.3.25)、ミャンマー(H31.3.28)、モンゴル(H31.4.17)、

スリランカ(R1.6.19)、インドネシア(R1.6.25)、ベトナム(R1.7.1文書交換)、バングラデシュ(R1.8.27)、ウズベキスタン(R1.12.17)、

パキスタン(R1.12.23)、タイ(R2.2.4)、インド(R3.1.18)、マレーシア(R4.5.26)、ラオス(R4.7.28)

特定技能外国人に関する基準



〈法第7条第1項第2号、上陸基準省令〉

■ 特定技能1号、特定技能2号に共通の基準

- ① 18歳以上であること
- ② 健康状態が良好であること
- ③ 退去強制の円滑な執行に協力する外国政府が発行した旅券を所持していること
- ④ 保証金の徴収等をされていないこと
- ⑤ 外国の機関に費用を支払っている場合は、額・内訳を十分に理解して機関との間で合意していること
- ⑥ 送出し国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経ていること
- ⑦ 食費、居住費等外国人が定期に負担する費用について、その対価として供与される利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、その費用の額が実費相当額その他の適正な額であり、明細書その他の書面が提示されること
- ⑧ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

■ 特定技能1号のみの基準

- ① 必要な技能及び日本語能力を有していることが、試験その他の評価方法により証明されていること(ただし、技能実習2号を良好に修了している者であり、かつ、技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合は、これに該当する必要がない)
- ② 特定技能1号での在留期間が通算して5年に達していないこと

■ 特定技能2号のみの基準

- 必要な技能を有していることが、試験その他の評価方法により証明されていること
- ② 技能実習生の場合は、技能の本国への移転に努めるものと認められること

受入れ機関に関する基準①



〈法第2条の5第1項、第2項、特定技能基準省令第1条〉

■特定技能雇用契約が満たすべき基準

- ① 分野省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること
- ② 所定労働時間が、同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- ③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- ④ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと
- ⑤ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
- ⑥ 労働者派遣の対象とする場合は、派遣先や派遣期間が定められていること
- ⑦ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること
- ® 受入れ機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることと していること
- ⑨ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

受入れ機関に関する基準②



〈法第2条の5第3項、第4項、特定技能基準省令第2条第1項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準

- ① 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ② 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
- ③ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
- ④ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等)に該当しないこと
- ⑤ 特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ⑥ 外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
- ⑦ 受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
- ⑧ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させないこと
- ⑨ 労働者派遣の場合は、派遣元が当該分野に係る業務を行っている者などで、適当と認められる者であるほか、派遣先が①~④の基準に適合すること
- ⑪ 労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
- ① 雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
- (12) 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
- ③ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

受入れ機関に関する基準③



〈法第2条の5第3項、特定技能基準省令第2条第2項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準(支援体制関係)

- ※ 登録支援機関に支援を全部委託する場合には満たすものとみなされます。
 - ① 以下のいずれかに該当すること
 - ア 過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、 役職員の中から、支援責任者及び支援担当者(事業所ごとに1名以上。以下同じ。)を選任していること (支援責任者と支援担当者は兼任可。以下同じ)
 - イ 役職員で過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の生活相談等に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること
 - ウ ア又はイと同程度に支援業務を適正に実施することができる者で、役職員の中から、支援責任者及 び支援担当者を選任していること
 - ② 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること
 - ③ 支援状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
 - ④ 支援責任者及び支援担当者が、支援計画の中立な実施を行うことができ、かつ、欠格事由に該当しないこと
 - ⑤ 5年以内に支援計画に基づく支援を怠ったことがないこと
 - ⑥ 支援責任者又は支援担当者が、外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること
 - ⑦ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

支援計画に関する基準



〈法第2条の5第6項、第7項、第8項、特定技能基準省令第3条、第4条〉

■支援計画が満たすべき基準

① 支援計画にア〜オを記載すること

ア 支援の内容

- ・ 本邦入国前に、本邦で留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること
- 出入国しようとする飛行場等において外国人の送迎をすること
- ・ 賃貸借契約の保証人となることその他の適切な住居の確保に係る支援、預貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること
- ・ 本邦入国後に、本邦での生活一般に関する事項等に関する情報の 提供を実施すること
- ・ 外国人が届出等の手続を履行するに当たり、同行等をすること
- 生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること
- 相談・苦情対応、助言、指導等を講じること
- 外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること
- ・ 外国人の責めに帰すべき事由によらないで雇用契約を解除される場合において、新しい就職先で活動を行うことができるようにするための 支援をすること
- ・ 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し、労働関係法令違反等の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報すること

- イ 登録支援機関に支援を全部委託する場合は、委託契約の内容等
- ウ 登録支援機関以外に委託する場合は、委託先や委託契約の内容
- エ 支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職名
- オ 分野に特有の事項
- ② 支援計画は、日本語及び外国人が十分理解できる言語により作成し、 外国人にその写しを交付しなければならないこと
- ③ 支援の内容が、外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、受入れ機関等において適切に実施することができるものであること
- ④ 本邦入国前の情報の提供の実施は、対面又はテレビ電話装置等により実施されること
- ⑤ 情報の提供の実施、相談・苦情対応等の支援が、外国人が十分理解 できる言語で実施されること
- ⑥ 支援の一部を他者に委託する場合にあっては、委託の範囲が明示されていること
- ⑦ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

登録支援機関の登録拒否事由



〈法第19条の26、施行令第5条、施行規則第19条の20、第19条の21〉

■登録支援機関の登録拒否事由

- ※ 次に掲げる登録拒否事由に該当しなければ、法人のみならず個人であっても登録が認められます。
 - ① 関係法律による刑罰に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ② 心身の故障により支援業務を適正に行うことができない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等
 - ③ 登録支援機関としての登録を取り消された日から5年を経過しない者(取り消された法人の役員であった者を含む)
 - ④ 登録の申請の日前5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
 - ⑤ 暴力団員等暴力団排除の観点から定める事由に該当する者
 - ⑥ 受入れ機関や技能実習制度における実習実施者等であった場合において、過去1年間に自らの責めに帰すべき事由により 行方不明者を発生させている者
 - ⑦ 支援責任者及び支援担当者が選任されていない者(支援責任者と支援担当者との兼任は可)
 - ⑧ 次のいずれにも該当しない者
 - ア 過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の受入れ又は管理を適正に行った実績がある者であること
 - イ 過去2年間に報酬を得る目的で業として本邦在留外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有する者であること
 - ウ 支援責任者及び支援担当者が過去5年間に2年以上中長期在留者(就労資格のみ。)の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること
 - エ アーウと同程度に支援業務を適正に実施することができる者であること
 - ⑨ 外国人が十分理解できる言語による情報提供・相談等の支援を実施することができる体制を有していない者
 - ⑩ 支援業務の実施状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備え置かない者
 - ① 支援責任者又は支援担当者が一定の前科がある等の欠格事由に該当する者
 - ② 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させる者
 - ③ 支援委託契約を締結するに当たり、受入れ機関に対し、支援に要する費用の額及び内訳を示さない者

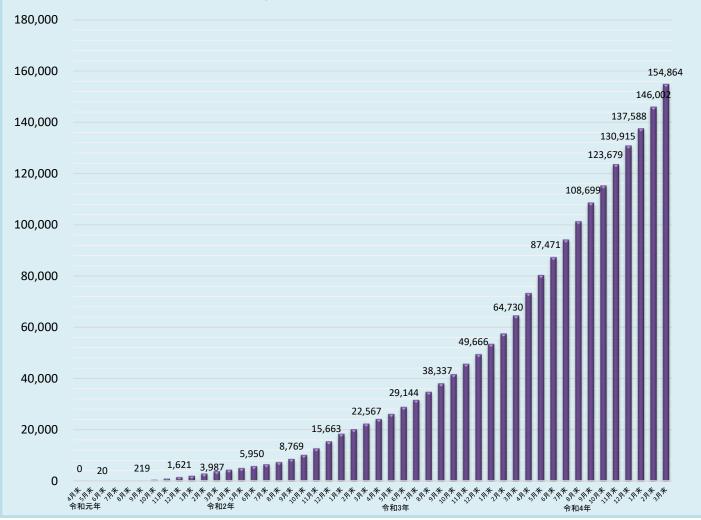
特定技能在留外国人数



特定技能在留外国人数(令和5年3月末現在:速報値)

特定技能 1 号在留外国人数

154,864人



分野	人数
介護	19, 516人
ビルクリーニング	2, 349人
素形材·産業機械· 電気電子情報関連 製造業	32, 644人
建設	15, 512人
造船·舶用工業	5, 573人
自動車整備	2, 121人
航空	200人
宿泊	232人
農業	18, 629人
漁業	1, 955人
飲食料品製造業	49, 119人
外食業	7, 014人

特定技能2号在留外国人数

分野	人数
建設	11人

特定技能在留外国人数(詳細①)



「特定技能在留外国人数(令和4年12月末現在:速報値)

特定技能在留外国人数 130, 923人(※) (※)「特定技能2号」で在留する者(8人)を含む。

特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	ビル クリーニング	素形材·産業機械· 電気·電子情報関連 製造業	建設	造船·舶用工業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業
在留数	16,081	1,867	27,725	12,776	4,602	1,738	167	206	16,459	1,638	42,505	5,159
構成比	12.3%	1.4%	21.2%	9.8%	3.5%	1.3%	0.1%	0.2%	12.6%	1.3%	32.5%	3.9%

国籍•地域別特定技能在留外国人数

国籍•地域	ベトナム	インドネシア	フィリピン	中国	ミャンマー	カンボジア	タイ	ネパール	その他
在留数	77,137	16,327	13,214	8,888	5,956	2,666	2,580	2,340	1,815
構成比	58.9%	12.5%	10.1%	6.8%	4.5%	2.0%	2.0%	1.8%	1.4%

分野・ルート別特定技能在留外国人数

分野	介護	ビル クリーニング	素形材·産業機械· 電気·電子情報関連 製造業	建設	造船·舶用工業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業	合計
試験 ルート (注2)	12,999 (80.8%)	507 (27.2%)	601 (2.2%)	475 (3.7%)	30 (0.7%)	254 (14.6%)	167 (100%)	199 (96.6%)	4,491 (27.3%)	97 (5.9%)	9,463 (22.3%)	5,010 (97.1%)	34,293 (26.2%)
技能 実習 ルート	3,082 (19.2%) (注3)	1,360 (72.8%)	27,124 (97.8%)	12,301 (96.3%)	4,572 (99.3%)	1,484 (85.4%)	0 (0%)	7 (3.4%)	11,968 (72.7%)	1,541 (94.1%)	33,042 (77.7%)	149 (2.9%)	96,630 (73.8%)

特定技能在留外国人数(詳細②)



都道府県別 外国人労働者・特定技能外国人・技能実習生の人数及びその構成比

	都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
外国人 労働者数 及び	人数	27,813	4,340	5,747	14,778	2,498	4,600	9,928	48,392	29,826	45,112	92,936	69,106	500,089	105,973	10,705	12,221	11,450	10,565	10,433	22,387	36,192	67,841	188,691	31,278
構成比 (令和4年10月末) (注2)	構成比	1.5%	0.2%	0.3%	0.8%	0.1%	0.3%	0.5%	2.7%	1.6%	2.5%	5.1%	3.8%	27.4%	5.8%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	1.2%	2.0%	3.7%	10.4%	1.7%
特定技能 外国人数 及び	人数	5,309	684	786	1,341	193	483	982	7,426	2,466	4,030	7,363	7,258	6,182	6,271	997	1,339	1,520	768	1,062	2,824	3,404	4,184	11,555	3,437
構成比 (令和4年12月末) (注3)	構成比	4.1%	0.5%	0.6%	1.0%	0.1%	0.4%	0.8%	5.7%	1.9%	3.1%	5.6%	5.5%	4.7%	4.8%	0.8%	1.0%	1.2%	0.6%	0.8%	2.2%	2.6%	3.2%	8.8%	2.6%
技能実習生数及び	人数	10,982	2,218	2,648	3,820	1,097	1,891	3,476	14,511	6,572	8,447	17,193	17,469	11,287	13,017	3,631	5,037	4,260	3,652	2,062	5,598	11,554	12,192	31,536	9,397
構成比 (令和4年6月末) (注4)	構成比	3.4%	0.7%	0.8%	1.2%	0.3%	0.6%	1.1%	4.4%	2.0%	2.6%	5.2%	5.3%	3.4%	4.0%	1.1%	1.5%	1.3%	1.1%	0.6%	1.7%	3.5%	3.7%	9.6%	2.9%
	都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	不未 詳定
外国人 労働者数 及び	都道府県 人数														愛媛県					熊 本 県 14,522		宮崎 県		沖 縄 県	不未 詳·
労働者数		23,096	23,218	124,570		7,072		3,072				9,165		10,274		3,783				14,522	8,383				不詳・
労働者数 及び 構成比 (令和4年10月末) (注2) 特定技能 外国人数 及び	人数	23,096	23,218	124,570	51,092	7,072	3,816	3,072	4,613	21,543	38,698	9,165 0.5 %	5,063	10,274	10,201	3,783	57,393	6,054	6,951	14,522	8,383	5,616	9,900	11,729	不非 一 一
労働者数 及び 構成比 (令和4年10月末) (注2) 特定技能 外国人数	人数構成比	23,096	23,218	124,570	51,092	7,072 0.4 %	3,816 0.2 %	3,072 0.2 %	4,613 0.3 %	21,543	38,698 2.1 %	9,165 0.5 %	5,063 0.3 %	10,274	10,201	3,783 0.2 %	57,393 3.1 %	6,054	6,951 0.4 %	14,522	8,383 0.5 %	5,616 0.3 %	9,900 0.5 %	11,729	- -
労働者数 及び、構成比 (令和4年10月末) (注2) 特定技能 外国及び、模成比 (令和4年12月末) (注3) 技能実習生数 及び	人数 構成比 人数	23,096 1.3% 1,740	23,218 1.3% 2,590 2.0%	124,570 6.8% 7,811 6.0%	51,092 2.8% 5,052	7,072 0.4% 750 0.6%	3,816 0.2% 443	3,072 0.2% 357	4,613 0.3% 403 0.3%	21,543 1.2% 2,470 1.9%	38,698 2.1% 5,121 3.9%	9,165 0.5% 1,128 0.9%	5,063 0.3% 604 0.5%	10,274 0.6% 2,225	10,201 0.6% 2,119 1.6%	3,783 0.2% 635 0.5%	57,393 3.1% 5,134 3.9%	6,054 0.3 % 891	6,951 0.4% 1,278 1.0%	14,522 0.8% 2,896	8,383 0.5% 1,102	5,616 0.3% 857 0.7%	9,900 0.5% 2,032	11,729 0.6% 1,178	- - 243
労働者数 及び 構成比 (令和4年10月末) (注2) 特定技能 外国及 模構成比 (令和4年12月末) (注3) 技能実習生数	人数 構成比 人数 構成比	23,096 1.3% 1,740 1.3%	23,218 1.3% 2,590 2.0%	124,570 6.8% 7,811 6.0% 17,439	51,092 2.8% 5,052 3.9%	7.072 0.4% 750 0.6% 2,487	3,816 0.2% 443 0.3%	3,072 0.2% 357 0.3% 1,353	4,613 0.3% 403 0.3% 1,562	21,543 1.2% 2,470 1.9%	38,698 2.1% 5,121 3.9% 12,429	9,165 0.5% 1,128 0.9% 3,467	5,063 0.3% 604 0.5%	10,274 0.6% 2,225 1.7% 4,885	10,201 0.6% 2,119 1.6% 5,363	3,783 0.2% 635 0.5%	57,393 3.1% 5,134 3.9% 12,169	6,054 0.3% 891 0.7% 2,399	6,951 0.4% 1,278 1.0%	14,522 0.8% 2,896 2.2% 7,257	8,383 0.5% 1,102 0.8% 3,660	5,616 0.3% 857 0.7%	9,900 0.5% 2,032 1.6%	11,729 0.6% 1,178 0.9% 2,237	- 243 0.2%

⁽注2)各都道府県の事業所に勤務する外国人労働者数及び全国の外国人労働者数に対する割合(「外国人雇用状況の届出状況」(厚生労働省)) (注3)各都道府県に居住する特定技能外国人数及び全国の特定技能外国人数に対する割合(「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」(出入国在留管理庁)) (注4)各都道府県に居住する技能実習生数及び全国の技能実習生数に対する割合(「在留外国人統計」(出入国在留管理庁))

技能試験及び日本語試験の実施状況

ミャンマー・モンゴル・スリランカ・ インドネシア・ウズベキスタン・タイ・インド



各末日までの合格者数(人)

20,199

技能試験及び日本語試験の実施状況について(令和4年12月末現在)(速報値) (注1)

受験者数(人)

技能試験	実施国	文駅有数(人)		古恰有數(人)		首倍率	1	アロエ この日	(恰有致(人)	
仅形武映	天旭 国	令和4年12月末	上段:国内 下段:海外	令和4年12月末	上段:国内 下段:海外	令和4年12月末	令和4年6月末	上段:国内 下段:海外	令和3年12月末	上段:国内 下段:海外
	国内・海外10か国		37,641		25,148	66.8%		21,781		16,409
介護(注2)	フィリピン・カンボジア・ネパール・ ミャンマー・モンゴル・スリランカ・ インドネシア・ウズベキスタン・タイ・インド	62,589	24,948	42,975	17,827	71.5%	35,550	13,769	27,101	10,692
	国内・海外3か国		2,478	0.51=	1,948	78.6%		1,444		1,045
ビルクリーニング	フィリピン・ミャンマー・インドネシア	3,372	894	2,645	697	78.0%	1,902	458	1,503	458
**************************************	国内・海外4か国	4.504	3,870	710	591	15.3%	400	280	210	140
製造3分野	フィリピン・ネパール・ インドネシア・タイ	4,591	721	713	122	16.9%	402	122	210	70
 建設	国内・海外2か国	1,891	1,862	1,021	997	53.5%	730	706	443	419
连议	ライリヒン・ベトナム	1,051	29	1,021	24	82.8%	750	24	773	24
造船•舶用工業	国内・海外1か国	107	93	97	90	96.8%	60	53	43	36
逗加•加州工来	31923	107	14	37	7	50.0%	00	7	75	7
ウ ま ま	国内・海外1か国	2,371	2,231	1,510	1,401	62.8%	1,172	1,111	651	604
自動車整備	フィリピン	2,3/1	140	1,510	109	77.9%	1,1/2	61	031	47
6± 777	国内・海外2か国	1,598	1,099	1,013	624	56.8%	537	435	414	312
航空	フィリピン・モンゴル	1,596	499	1,013	389	78.0%	557	102	414	102
	国内・海外3か国	8,338	7,914	4,161	3,987	50.4%	3,637	3,552	3,125	3,040
18 /0	インドネシア	0,550	424	7,101	174	41.0%	3,037	85	5,125	85
曲 业	国内・海外10か国	33,427	16,691	29,799	14,824	88.8%	21,986	10,633	13,125	5,434
農業	ミャンマー・モンゴル・スリランカ・ インドネシア・ウズベキスタン・タイ・インド	33,427	16,736	25,755	14,975	89.5%	21,980	11,353	13,123	7,691
漁業	国内・海外1か国	756	294	383	102	34.7%	244	55	117	42
//////////////////////////////////////			462		281	60.8%		189		75
飲食料品製造業	国内・海外2か国	49,447	43,336	36,246	31,915	73.6%	28,881	25,395	11,601	8,906
以及有間数 是未			6,111	55,215	4,331	70.9%		3,486	,	2,695
外食業	国内・海外7か国	43,008	36,229	25,385	20,854	57.6%	20,589	17,841	13,610	11,672
// LX	ミャンマー・スリランカ・インドネシア・タイ	.5,555	6,779	25,555	4,531	66.8%	20,000	2,748	13,010	1,938
	A-≡L	211 405	153,738	145.049	102,481	66.7%	115 600	83,286	71.042	48,059
	合計	211,495	57,757	145,948	43,467	75.3%	115,690	32,404	71,943	23,884
		受験者数(,	人)				合格者数(人)			
日本語試験	実施国	令和4年12月末	上級:国内 下級:海外	令和4年12月末	上段:国内 下段:海外		令和4年6月末	上段:国内 下段:海外	令和3年12月末	上段:国内 下段:海外
日本語基礎テスト	国内・海外10か国		16,577		7,859	47.4%		6,133		4,159
ロ本語基礎テスト (JFT Basic)	フィリピン・カンボジア・ネバール・ ミャンマー・モンゴル・スリランカ・	80,855	64 278	33,489	25.630	30 0%	26,332	20 100	19,264	15 105

25,630

39.9%

合格者数(人)

合格率

64,278

15,105

特定技能の分野と技能実習の職種の関係 ①



現状

- 技能実習 2 号移行対象職種・作業(全87職種159作業)のうち、対応する特定産業分野がない(試験免除で特定技能に移行できない)職種・作業は<u>約30%(27職種47作業)</u>である。
- 技能実習全体でみると、対応する特定産業分野がない(試験免除で特定技能に移行できない)職種・作業等は、<u>約15%</u>(356,356件中 52,166件(※))を占める。(※)第1号技能実習計画認定件数(直近3年度分)

技能実習2号 良好修了者は

試験免除で

移行可能

61職種

112作業

イメージ

技能実習

技能実習2号移行対象職種・作業

- ○農業関係(2職種6作業)○食品製造関係(11職種18作業)
- ○漁業関係(2職種10作業)○機械・金属関係(15職種29作業)
- ○建設関係(22職種33作業)○その他(8職種15作業)
 - ○社内検定型(1職種1作業)
- ○繊維・衣服関係(13職種22作業)
- ○その他(12職種22作業)
- 〇計内検定型(2職種3作業)
 - ※1号技能実習計画認定数のうち約8%を占める。

-- 令和3年度 73,504件うち5,959件(8.1%)

令和2年度 92,801件うち6,617件 (7.1%)

令和元年度 190,051件うち15,011件 (7.9%)

技能実習2号移行対象外のもの(1年を上限)

自動車組立て、クリーニング、物流、デジタルピッキングなど

- ※様々あるが分類ごとに集計が困難
- ※1号技能実習計画認定数のうち約7%を占める。

令和3年度 73,504件うち3,151件(4.3%)

令和2年度 92,801件うち6,524件(7.0%)

令和元年度 190,051件うち14,904件(7.8%)

特定技能

特定産業分野 (全12分野24業務区分)

対応する特定産業分野なし

特定技能の分野と技能実習の職種の関係②



1 農業関係(2職種6作 業)	
職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業●	養 豚
田庄辰未♥	養鶏
	酪農
- V2#48877 / 0. TWITE : 0.1/2	
2 漁業関係(2職種10作	
職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	を えしかと 点来

養殖業●	ほたてがい・まがき養殖
3 建設関係(22職種33作	
職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
是来队业	内外装板金
	冷凍空気調和機器施工
	大製建具手加工
建具製作	. =
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左 官	左官
 	建築配管
F	プラント配管
熱絶縁施工	<u> </u>
	プラスチック系床仕上げ工事
内表任工り加工	カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
フェルバト エフ エカビエ	壁装
東	
表 装建筑线	
表 <u>装</u> 建設機械施工●	押土・整地
	押土・整地 積込み
	押土・整地 積込み 掘 削
	押土・整地 積込み

(注2) このうち80職種144作業については、3号まで実習可能

(△のある職種・作業を除く)。

4 食品製造関係(11職種	18作業)
職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
食鳥処理加工業●	食鳥処理加工
及局处理加工来▼ 加熱性水産加工	節類製造
	加熱乾製品製造
食品製造業●	
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工	塩蔵品製造
食品製造業●	乾製品製造
	発酵食品製造
	調理加工品製造
	生食用加工品製造
水産練り製品製造	かまぼご製品製造
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコ	ハム・ソーセージ・ベーコン製
ン製造	
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造
C 結絡 大肥則区 /1 2 PM	(番つつ) (大学)
5 繊維・衣服関係(13職	
職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
	合ねん糸工程
織布運転●	準備工程
邢川八王平7 ●	製織工程
	
染 色	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造 たて編ニット生地製造
たて編二ット生地製造●	たて編二ット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服製造
	下着類製造
下着類製造●	
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	ニードルパンチカーペット製造 帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
加はく腱表 座席シート縫製●	自動車シート縫製
6 機械・金属関係(15職	
職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄全属鋳物鋳造
鍛 诰	ハンマ型鍛造 プレス型鍛造
m. ^=	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト コールドチャンバダイカスト
> 1/J/>1'	コールドチャンバタイカフト
₩₩₩₩₩	一コールドテマンバタイカスド 普通旋盤
機械加工	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス構造物鉄工
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき

6 機械・金属関係(続き)	
職種名	作業名
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造
7 その他(20職種37作業)	
職種名	作業名

プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造
7 その他(20職種37作業))
職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
	グラビア印刷●△
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗 装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	斯箱製造 四番
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鋳込み成形 パッド印刷
自動車整備●	自動車整備
目割単釜佣●ビルクリーニング	
Cルグリー/グ 介 護●	介護
川 護♥ リネンサブライ●△	リルーで リネンサブライ仕上げ
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RDF製造	RPF製造
RPF製造● 鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工
	押出し加工
	混練り圧延加工
	複合積層加工
鉄道車両整備●	走行装置検修・解ぎ装
	空気装置検修・解ぎ装
-	

社内検定型の職種・作業(2職種4作業)

ボイラーメンテナンス●<u>△</u>ボイラーメンテナンス

職種名

技能実習 2 号移行対象職種·作業一覧

黄色部分:対応する特定 産業分野なし

特定技能の分野と技能実習の職種の関係 ③



技能実習

技能実習2号 良好修了者は 試験免除で 移行可能

(注)

現状

○ 12特定産業分野の全24業務区分のうち、 23業務区分が技能実習 2 号移行対象職種・作業と対応している(技能実習から試験免除で移行可能)。

イメージ

特定技能

- 介護(1業務区分) ビルクリーニング(1業務区分)
- 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(3業務区分)
- 建設(3業務区分) 造船・舶用工業(6業務区分)
- 自動車整備(1業務区分)○ 航空(1業務区分(空港グランドハンドリング))
- 宿泊(1業務区分)
 農業(2業務区分)
- 漁業(2業務区分)○ 飲食料品製造業(1業務区分)
- 〇 外食業(1業務区分)

(注)業務の中には、技能実習2号移行対象職種・作業に対応していないものも含まれる。

対応する 技能実習 2 号移行 対象職種・作業

1業務区分

対応する 技能実習 2 号移行 対象職種・作業

なし

○ 航空(1業務区分(航空機整備))

w裡・TF未 あり

特定技能の分野と技能実習の職種の関係 ④





特定技能 技能実習					
	業務区	I .		1	
特定産業分野	分数	従事する業務	職種・作業数	職種	作業
介護	1	身体介護等(利用者の心身の状況に応 じた入浴、食事、排せつの介助等)の ほか、これに付随する支援業務(レク リエーションの実施、機能訓練の補助 等)(注)訪問系サービスは対象外	1 職種1作業	介護	介護
ニルクリーニ ング	1	建築物内部の清掃	1職種1作業	ビルクリーニング	ビルクリーニング
				鋳造	鋳鉄鋳物鋳造 非鉄金属鋳物鋳造
				鍛造	ハンマ型鍛造 プレス型鍛造
				ダイカスト	ホットチャンバダイカスト コールドチャンバダイカスト
					普通旋盤 フライス盤
		機械加工	数値制御旋盤 マシニングセンタ		
				金属プレス加工	金属プレス
				鉄工	構造物鉄工
			l	工場板金	機械板金
				上場恢五	
					治工具仕上げ
				仕上げ	金型仕上げ
					機械組立仕上げ
		機械金属加工	15職種34作業	機械検査	機械検査
		個	15城惶34作来	機械保全	機械系保全
					回転電機組立て
					変圧器組立て
				電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て
				PEXTORERED C	
				回転電機巻線製作	開閉制御器具組立て
					圧縮成形
					射出成形
				プラスチック成形	インフレーション成形
					ブロー成形
					建築塗装
5形材・産業					
繊絨・電気電				塗装	金属塗装
P情報関連製	3				鋼橋塗装
・ ドラヤル (ベルエミル) 古業					噴霧塗装
234					手溶接
				溶接	半自動溶接
				工業包装	工業包装
				工業已数	
			l		普通旋盤
	l		l	機械加工	フライス盤
			l		数值制御旋盤
			l		マシニングセンタ
			l		治工具仕上げ
	l		l	仕上げ	金型仕上げ
					機械組立仕上げ
				100 T E 10 OK	機械検査
	l		l	機械検査	
	l		l	機械保全	機械系保全
	l		l	電子機器組立て	電子機器組立て
	l	電気電子機器組立て	9 職種22作業		回転電機組立て
	l	C. C. S MARKELLA C			変圧器組立て
	l		l	電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て
			l		開閉制御器具組立て
			l		回転電機巻線製作
	l		l		プリント配線板設計
			l	プリント配線板製造	
			l		プリント配線板製造
			l		圧縮成形
			l	プラスチック成形	射出成形
			l	ノンヘテツン成化	インフレーション成形
	l		l		ブロー成形
	l		l	工業包装	工業包装
	l		 	上州口奴	
	l	0====		めっき	電気めっき
	l	金属表面処理	2 職種3作業		溶融亜鉛めっき
	l		l	アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
		i			

		特定技能		技能実	(令和4年8月30日時 _. ™
持定産業分野	業務区 分数	従事する業務	職種・作業数	職種	作業
				さく井	パーカッション式さく井工事
					ロータリー式さく井工事
				型枠施工	型枠工事
				鉄筋施工	鉄筋組立て
				とび	とび
				コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
				ウエルポイント施工	ウエルポイント工事
			10職種16作業		押土・整地
		土木	TU峨惺IOTF果	Table D. All Andrews	積込み
				建設機械施工	掘削
					締固め
				鉄工	構造物鉄工
					建築塗装
				塗装	銅橋塗装
					手溶接
				溶接	半自動溶接
					ダクト板金
				建築板金	内外装板金
				2000年11年	
				建具製作	木製建具手加工
				建築大工	大工工事
				型枠施工	型枠工事
				鉄筋施工	鉄筋組立て
				とび	とび
				石材施工	石材加工
					石張り
9	3			タイル張り	タイル張り
				かわらぶき	かわらぶき
				左官	左官
					プラスチック系床仕上げ工事
		建築	19職種27作業		カーペット系床仕上げ工事
				内装仕上げ施工	銅製下地工事
					ポード仕上げ工事
					カーテン工事
				サッシ施工	ビル用サッシ施工
				防水施工	シーリング防水工事
				コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
				表装 築炉	壁装 築炉
				鉄工	構造物鉄工
				塗装	建築塗装
					銅橋塗装
				溶接	手溶接
		治按	/IIIX	半自動溶接	
				建築板金	ダクト板金
					内外装板金
				冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
		ライフライン・設備	5職種8作業	配管	建築配管
		ノコ ノフ1 ノ・設備	2城種8作業	BrR	プラント配管
				熱絶縁施工	保温保冷工事
					手溶接
				溶接	半自動溶接
					手溶接
		溶接	1職種2作業	溶接	半自動溶接
					金属塗装
		塗装	1職種2作業	塗装	噴霧塗装
		鉄工	1職種1作業	鉄工	構造物鉄工
		White.	工物業工工产業	M-L	構造物鉄工 治工具仕上げ
		仕上げ	1職種3作業	仕上げ	
		11.1.47	1 98/E 3 TF業	11.11/	金型仕上げ
台・舶用工	_				機械組立仕上げ
	6				普通旋盤
		機械加工	1職種4作業	機械加工	フライス盤
					数值制御旋盤
					マシニングセンタ
					回転電機組立て
	l				変圧器組立て
		電気機器組立て	1職種5作業	電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て
		HEXMANDED TO C			
		PROMERTIA C	I was 5 ires		開閉制御器具組立て

技能実習2号移行対象職種・作業と特定技 能1号における分野(業務区分)との関係

黄色部分:対応する技能実習2号移行対象職

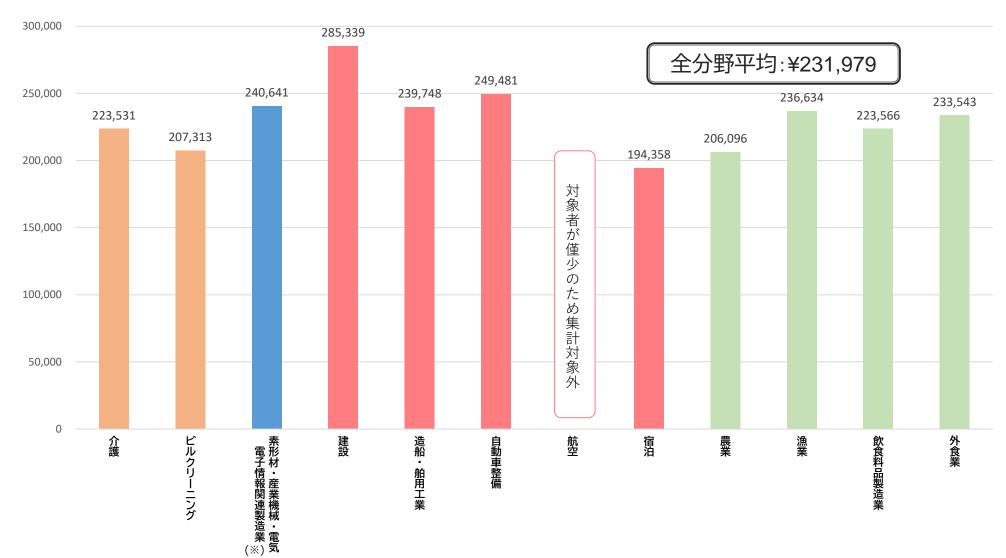
種・作業がない特定技能1号の業務区分

		特定技能	技能実習							
特定産業分野	業務区 分数	従事する業務	職種・作業数	職種	作業					
自動車整備	1	自動車の日常点検整備、定期点検整 備、特定整備、特定整備に付随する業 務	1職種1作業	自動車整備	自動車整備					
		空港グランドハンドリング (地上走行 支援業務、手荷物・貨物取扱業務等)	1 職種 1 作業	空港グランドハンドリング	航空機地上支援					
抗空	2	航空機整備(機体、装備品等の整備業 務等)	-	-						
宿泊	1	宿泊施設におけるフロント、企画・広 報、接客及びレストランサービス等の 宿泊サービスの提供	1職種1作業	宿泊	接客・衛生管理					
		耕種農業全般(栽培管理、農産物の集	1職種3作業	耕種農業	施設園芸					
		出荷・選別等)	T-WIR D I Fried	47/1±/35.94	畑作・野菜					
農業	2				果樹					
	_	畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集	1職種3作業	畜産農業	養豚					
		出荷・選別等)	1 戦催 3 作業	田庄原来	養鶏					
					酪農					
					かつお一本釣り漁業					
					延縄漁業					
		漁業(漁具の製作・補修、水産動植物 の探索、漁具・漁労機械の操作、水産 動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、 安全衛生の確保等)			いか釣り漁業					
					まき網漁業					
			1 職種 9 作業	漁船漁業	ひき網漁業					
					刺し網漁業					
漁業	2				定置網漁業					
					かに・えびかご漁業					
					棒受網漁業					
	3						養殖業(養殖資材の製作・補修・管			
				缶詰巻締	缶詰巻締					
				食鳥処理加工業	食鳥処理加工					
					節類製造					
				加熱性水産加工食品製造業	加熱乾製品製造					
				//#/バエ・バ生加工 原田数足乗	調味加工品製造					
					くん製品製造					
					塩蔵品製造					
					乾製品製造					
飲食料品製造	1	飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類	10職種17作業	非加熱性水産加工食品製造業	発酵食品製造					
業	1	を除く。) の製造・加工、安全衛生)	10-001至1717年		調理加工品製造					
					生食用加工品製造					
				水産練り製品製造	かまぼこ製品製造					
				牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造					
				ハム・ソーセージ・ベーコン製造						
				パン製造	パン製造					
				ハン製造 そう菜製造業						
					そう菜加工					
		NAME OF THE OWNER OWNER OF THE OWNER		農産物漬物製造業	農産物漬物製造					
外食業	1	外食業全般(飲食物調理、接客、店舗 管理)	1 職種 1 作業	医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造					

特定技能外国人に対する賃金の支払状況



月平均支給額(令和3年・分野別) 単位:円 (暫定値)



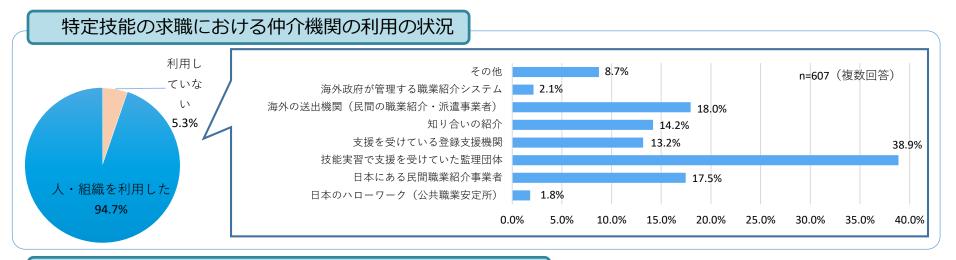
「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」の月平均支給額は、旧分野「素形材産業」、 「産業機械製造業」及び「電気・電子情報関連産業」の3分野を一括して集計したもの。 (注)令和3年を通じて在留した特定技能外国人に関する定期的な届出の内容に基づいて、1か月当たりの平均支給賃金額(総額)を算出したもの(11,331名分の届出内容から 28

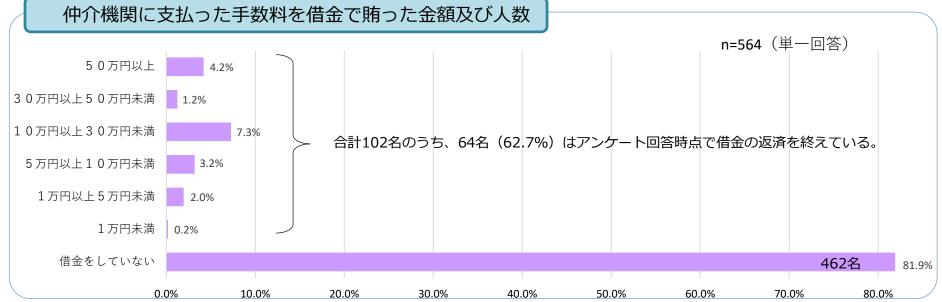
算出)。なお、対象者数が10名以下の分野(航空分野)については集計対象外とした。

特定技能外国人の求職における手数料支払のための借金の実態



- 特定技能の求職において仲介者(国内外問わない。)を利用していた外国人の割合は95%
- そのうち、当該仲介者へ支払う手数料を借金で賄っている者の割合は約18%

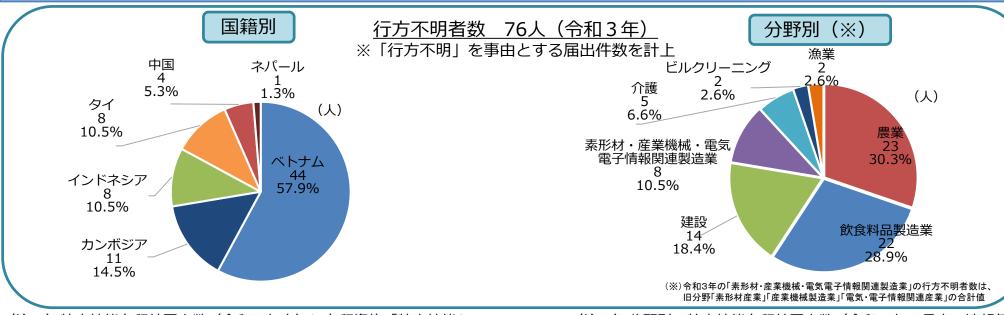




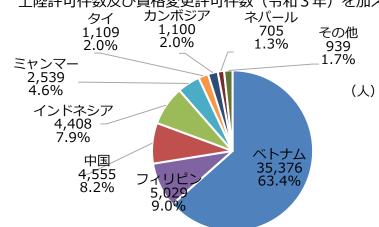
特定技能外国人の行方不明状況



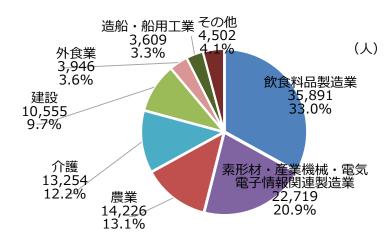
- 令和3年における特定技能外国人の行方不明者数は76人であり、特定技能外国人数(注1)に占める割合は0.14%
- 国籍別では、特定技能外国人数が2番目に多い「フィリピン」の行方不明者は発生していない。
- 分野別では、特定技能在留外国人数(注2)と比較して「農業」や「建設」の行方不明者全体に占める割合が高い傾向にある。



(注1)特定技能在留外国人数(令和2年末)に在留資格「特定技能」の 上陸許可件数及び資格変更許可件数(令和3年)を加えたもの



(注2) 分野別の特定技能在留外国人数(令和4年9月末、速報値)



特定技能外国人の自己都合による離職状況(暫定値)



- 特定技能外国人の自己都合による離職者数(注1)は、1万9,899人(制度施行から令和4年11月まで)である。
- 特定技能在留外国人数(令和4年11月末時点)における割合は16.1%となっており、分野別では「宿泊」 (32.8%)、「農業」(20.1%)の順で高い。
- 自己都合による離職後の状況は、帰国(31.4%)が最も多く、次いで特定技能での転職(30.3%)となっている。

(注1) 外国人本人の都合により離職したとして届出があったものであり、行方不明等は含まない。

<表1>分野別の自己都合による離職者数(制度施行から令和4年11月までの延べ人数)

分野	介護	ビル クリーニング	素形材・産業機械・ 電気・電子情報関連 製造業	建設	造船・ 舶用工業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業	全分野
①離職者数 (注2)	1,600	240	3,655	1,458	570	142	10	63	3,151	245	7,846	911	19,891 (注3)
構成比	8.0%	1.2%	18.4%	7.3%	2.9%	0.7%	0.1%	0.3%	15.8%	1.2%	39.4%	4.6%	100.0%
②在留者数 (令和4年11月末)	15,092	1,692	26,183	12,010	4,337	1,594	125	192	15,675	1,565	40,578	4,644	123,687
割合 (①/②)	10.6%	14.2%	14.0%	12.1%	13.1%	8.9%	8.0%	32.8%	20.1%	15.7%	19.3%	19.6%	16.1%

- (注2) 特定技能所属機関からの地方入管に対する随時の届出の内容(外国人の自己都合を届出事由とするもの)を基に集計した延べ人数
- (注3)集計の際に分野を特定できない者があるため、上枠の総数とは一致しない。
- (注4) 表中の構成比は小数点第二位以下を四捨五入

〈表 2 〉 自己都合による退職後の状況(注5)

在留状況	人数	構成比
① 帰国	6,061	31.4%
② 特定技能での転職	5,852	30.3%
③ 別の在留資格へ変更	2,915	15.1%
④ 上記のいずれにも非該当(注6)	4,471	23.2%
合計	19,299	100.0%

- (注5)自己都合による離職後の在留状況をフォローアップしたもの。届出後の対応により復職した者を除くなどしているため、表1の総数とは一致しない。
- (注6) 求職活動中、在留資格変更許可申請中などが含まれる。
- (注7) 表中の構成比は小数点第二位以下を四捨五入

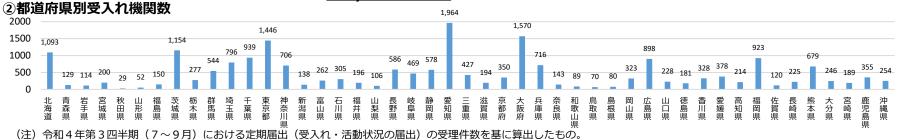
受入れ機関及び登録支援機関の概要



- 受入れ機関の数は、21,413機関(令和4年9月末時点)であり、都道府県別では、多い順に、愛知県、大阪府、東京都、茨城 県、北海道となっている。
- 登録支援機関の数は、8,046機関(令和5年3月末時点)であり、外国人からの相談・苦情対応等の様々な支援を行っている。

受入れ機関の概要

①受入れ機関数 (注) **21,413機関** (暫定値)



登録支援機関の概要

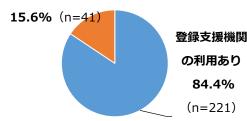
①登録支援機関の数

8,046機関 (令和5年3月末時点)

(出典) 出入国在留管理庁ホームページ

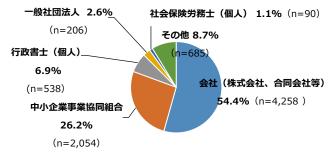
②登録支援機関を利用している受入れ機関の割合

登録支援機関の利用なし



(出典) 出入国在留管理庁「特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査」(令和 4年7月)

(3)登録支援機関の類型(令和4年12月末現在、速報値)

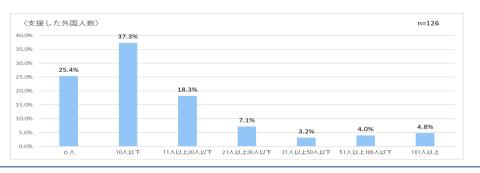


※ 個人の登録支援機関については、複数の類型に該当する者があるため、 登録支援機関数とは一致しない。 (出典) 出入国在留管理庁ホームページ

4)各登録支援機関が支援した外国人数

○登録支援機関が過去1年間に支援した外国人数は、 「10人以下」(37.3%)が最も多く、「11人以上20人 以下しを含めると、これらで半数以上を占めている。 ○登録支援機関のうち、過去1年間に支援した外国人数 が「0人」のものは、25.4%であった。

(出典) 出入国在留管理庁「特定技能制度及び技能実習 制度に関する意識調査」(令和4年7月)



特定技能制度における登録支援機関への支援委託料の支払額



特定技能外国人1人当たりの支援委託料(月額、暫定値)(注1)

- 特定技能外国人 1 人当たりの支援委託料(月額)の<u>平均金額は28,386円</u>で、<u>全体では30,000円以下で約90%</u>を占める。
- 金額帯で最も多いのは、20,000円超~25,000円以下(26.2%)、次いで15,000円超~20,000円以下(25.3%)となっている。

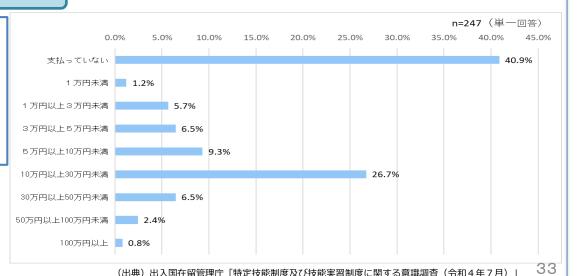
特定技能外国人1人当たりの 月額支援委託料	外国人数	構成比
5,000円以下	600	0.9%
5,000円超~10,000円以下	4,515	6.4%
10,000円超~15,000円以下	6,665	9.5%
15,000円超~20,000円以下	17,781	25.3%
20,000円超~25,000円以下	18,434	26.2%
25,000円超~30,000円以下	14,322	20.3%
30,000円超	8,087	11.5%
合計	70,404	100.0%

(注1) 令和4年9月末に在留する特定技能外国人を対象とし、当該外国人が 受けた「特定技能1号」の直近の許可に係る申請において登録支援機関に 有償で委託するとされたものを集計したもの。

(注2) 表中の構成比は、小数点第二位以下を四捨五入。

特定技能外国人1人当たりのマッチング媒体利用に支払った費用

- 特定技能所属機関が、特定技能外国人の採用に利用した マッチング媒体(注3)への支払額は、「支払っていな い」(40.9%)が最も多い。
- 支払った場合では「10万円以上30万円未満 (26.7%) | が最も多い。
- (注3) マッチング媒体: ハローワーク(公共職業安定所)、日本の民間職業 紹介事業者、技能実習で監理業を行っていた監理団体、支援を委託してい る登録支援機関 等



特定技能制度における実地調査、行政処分等の状況



- 地方入管官署は、特定技能所属機関等の定期的な届出等に基づき、実地調査を実施している。
- 〇 制度施行後4年間で、特定技能所属機関に対する受入れ停止措置は、40機関、登録支援機関の登録の取消しは14 機関である。

1 実地調査件数

(出典) 出入国在留管理庁において業務上集計したもの

	平成31(令和元)年	令和2年	令和3年	令和4年	合計
特定技能所属機関	8	2,227	4,182	10,109	16,526
登録支援機関	1	1	2	11	15
合計	9	2,228	4,184	10,120	16,541

2 行政処分等の件数

① 欠格事由認定・登録の取消し

(単位:機関数)

	平成31 (令和元) 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
特定技能 所属機関	0	3	11	26	40
登録支援機関	0	3	4	7	14
合計	0	6	15	33	54

② 改善命令 (単位:機関数)

	平成31 (令和元) 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
特定技能 所属機関	0	0	1	0	1
合計	0	0	1	0	1

【特定技能所属機関の欠格事由認定の上位3事由】

- ・実習認定の取消し 15件
- ・不法就労助長 9件
- ・報酬の不払 6件

【登録支援機関の登録取消しの上位3事由】

- ・技能実習制度における不正行為 4件
- ・出入国又は労働関係法令による罰金刑 4件
- ・保証金契約等、支援業務の不履行 2件
- (注) 同一機関が複数の事由に該当する場合がある。

(出典) 出入国在留管理庁において業務上集計したもの

特定技能MOCに基づく送出国政府への通報状況



- これまで(2023年4月時点)日本から送出国政府に対して送出機関の不適正事案19件を通報した。通報内容で最も多いのは「高額 な手数料」の疑いであり、次いで「送出国の法令に違反」の疑いである。
- 送出国においては、日本からの通報を受けて送出機関に対する所要の調査を行った上、指導等を行っている。

1 MOC作成国(15力国)

ー フィリピン(2019.3.19)、カンボジア(2019.3.25)、ネパール(2019.3.25)、ミャンマー(2019.3.28)、 モンゴル(2019.4.17)、スリランカ(2019.6.19)、インドネシア(2019.6.25)、ベトナム(2019.7.1)、バングラデシュ(2019.8.27)、 ウズベキスタン(2019.12.17)、パキスタン(2019.12.23)、タイ(2020.2.4)、インド(2021.1.18)、マレーシア(2022.5.26)、ラオス (2022.7.28)

2 特定技能送出国における送出機関の利用状況

送出機関の利用状況	国名
送出機関の利用が必須の国	フィリピン、カンボジア、ミャ ンマー、ベトナム、モンゴル、 ラオス
送出機関の利用が任意の国	バングラデシュ、ネパール、ス リランカ、インドネシア、ウズ ベキスタン、パキスタン、タイ、 インド

※マレーシアについては調整中。

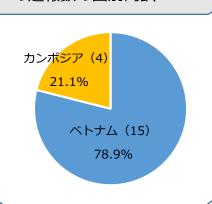
3 認定送出機関数 (全1,011機関) カンボジア (100) 9.9% 6.0% タイ (129) 12.8% ミャンマー (179) 17.7%

※モンゴルは政府機関であるGOLWSのみ、ラオスについては 調整中。

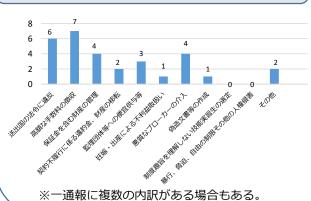


※同一の機関について複数回通報している場合もある。

5 日本から送出国政府へ の通報数の国別内訳



6 日本から送出国政府への通報内容の内訳



7 送出国における日本からの通報に対する対応状況

不適切な行為が疑われるとして通報した機関	全18機関
①送出機関としての認定を取り消された機関	0機関
②送出国政府による指導等が行われ改善されたと 報告があった機関	2機関
③送出国政府による調査の結果、不適切な行為が 認められなかったと報告のあった機関	4機関
④送出国政府において調査中の機関	13機関

※指導・処分等については、相手国政府からの報告に基づく。

※同一の機関に複数回通報している場合もあるため、機関数とは一 致しない。